

9) 平成16年6月30日

外国人雇用状況報告書は、外国人労働者の失業の予防、再就職の促進、外国人労働者にかかる雇用管理の改善を推進するための指導・援助に役立てるために報告いただくものであり、不法就労を把握し、不法就労者及び事業主の摘発を目的とするものではありません。

見直し後の除外率設定業種及び除外率

除 外 率 設 定 業 種	除 外 率	
	改正前	改正後 (16.6.1報告時の除外率)
タイヤ・チューブ製造業 窯業・土石製品製造業 金属製品製造業 一般機械器具製造業 ガス業 機械等修理業(別掲を除く)	10%	0%
有機化学工業製品製造業 石油製品・石炭製品製造業 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く)	15%	5%
その他の運輸に付帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く) 電気業	20%	10%
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次精錬精製業を除く) 倉庫業 船舶製造・修理業 船用機関製造業 航空運輸業 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る)	25%	15%
窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る) その他の鉱業 採石業 砂・砂利・玉石採取業 水運業	30%	20%
非鉄金属第一次精錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	35%	25%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便局	40%	30%
港湾運送業	45%	35%
鉄道業 医療業 高等教育機関	50%	40%
林業(狩猟業を除く)	55%	45%
金属鉱業 児童福祉事業	60%	50%
特殊教育諸学校(盲学校を除く)	65%	55%
石炭・亜炭鉱業	70%	60%
道路旅客運送業 小学校	75%	65%
幼稚園	80%	70%
船員等による船舶運航等の事業	100%	90%

3. 障害者就職面接会の開催について

例年9月の「障害者雇用促進月間」を中心として、各ハローワーク(公共職業安定所)では、障害者の雇用を促進するため事業主と障害者が一堂に会し、相対方式による「障害者就職面接会」を下記日程により開催いたします。

参加を希望される企業の方、及び就職を希望される障害者の方は、8月末までにハローワーク日立へお申し込みをお願いいたします。

日 時：平成16年10月6日(水) 12時30分より

場 所：国民宿舎「鶴の岬」

多賀郡十王町伊師640

0293-32-2202

お問い合わせ先

ハローワーク日立 求人・特別援助部門

0294-21-6441

4. 生活関連情報提供サービスについて

厳しい雇用情勢の下、失業者が安心して求職活動を行えるよう、一元的に雇用や失業関連の情報を提供する『生活情報コーナー』を設け、4月からサービスを開始しています。

情報の内容はハローワークインターネットサービスにおいて、失業者に対し 社会保険・税金などの公的手続きに関連する情報、生活資金貸付制度・生活保護などの今後の生計維持に関連する情報、住宅ローンの返済軽減などの関連情報、保育所、奨学金等の関連情報、心の悩みについての相談機関の情報など、生活に関連した情報が閲覧出来ます。(希望者は、「受付」へ申し出て下さい。)

5. マッチングコーナーの開設について

本年5月から、求人受理後の人材確保のための求人者サービスやフォロー等を行うための『マッチングコーナー』を開設いたしました。

具体的には、求人事業所や資格・経験を生かして再就職を考えている求職者からの要望等があった場合に、情報の提供を始め、「呼出紹介」・「管理選考」等を行うこととしています。